

イノシシ

内臓摘出

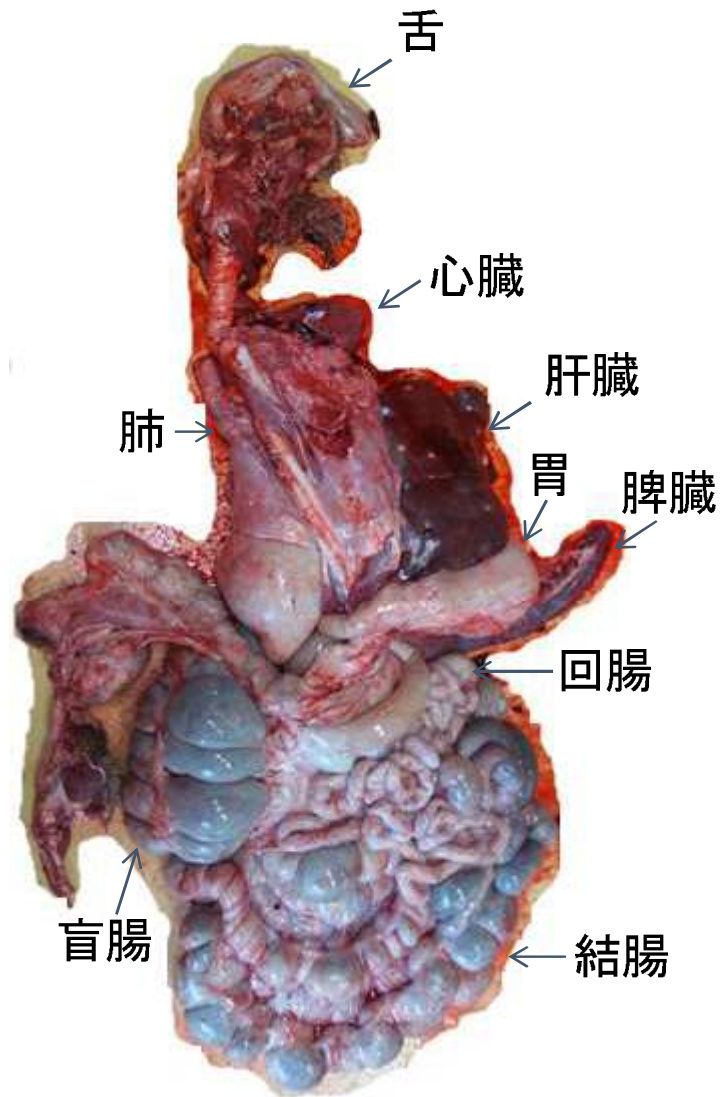
屋外で内臓摘出した場合は、胃・腸以外の内臓は、個体と一緒に、必ず食肉処理施設へ搬入すること。



千葉県衛生指導課 提供

胸、腹を開けた際に、血液以外の液体(腹水や胸水)が溜まっていた場合は、枝肉、内臓を全部廃棄すること

摘出した内臓 始めに大きく全体を確認する。
屋外で内臓摘出した場合は、胃・腸以外の内臓は、個体と一緒に、必ず食肉処理施設へ搬入すること。



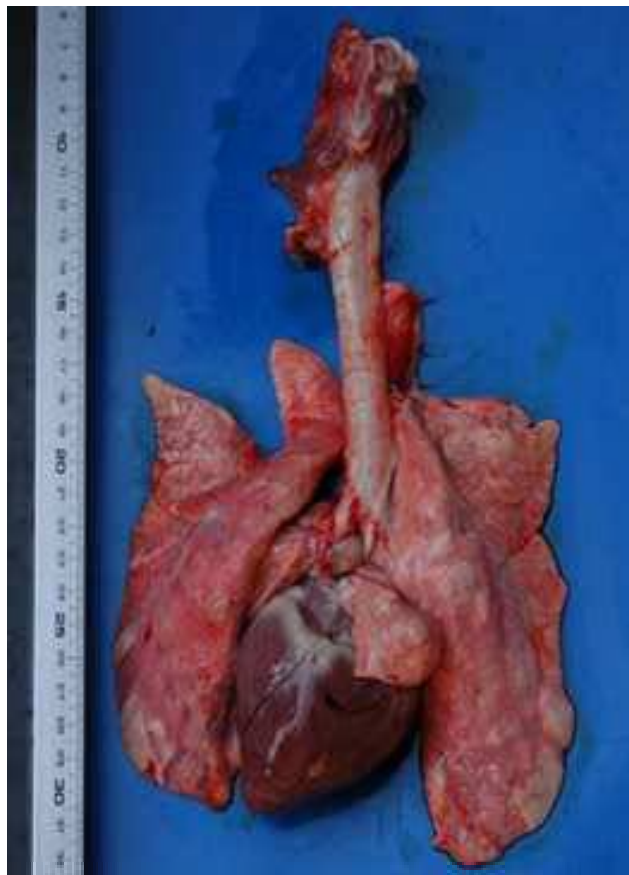
千葉県衛生指導課 提供

正常

確認事項
・表面が滑らかであること

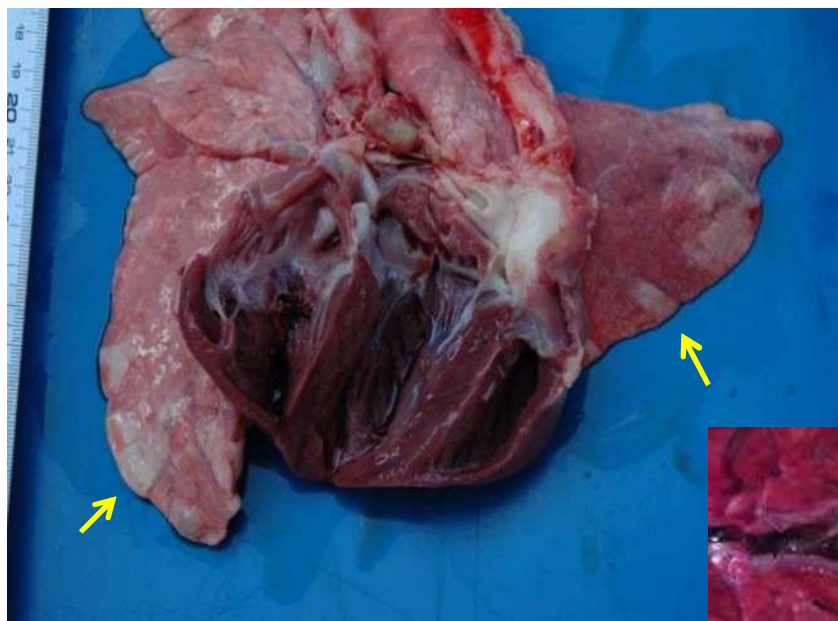
肺 心臓

屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること。



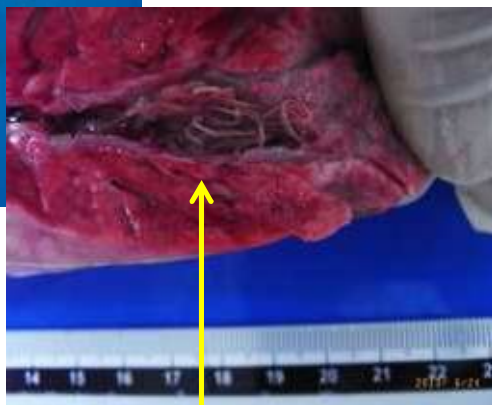
確認事項

- ・表面が滑らかであること
表面に繊維素が付着していないこと、
結節(膿瘍、腫瘍等)がないこと
- ・色に異常がないこと
出血していないこと
- ・大きさ、形に異常がないこと
肺気腫(肺に空気をたくさん含んでいる状態)、
肺水腫(肺に水分が溜まった状態)になっていないこと



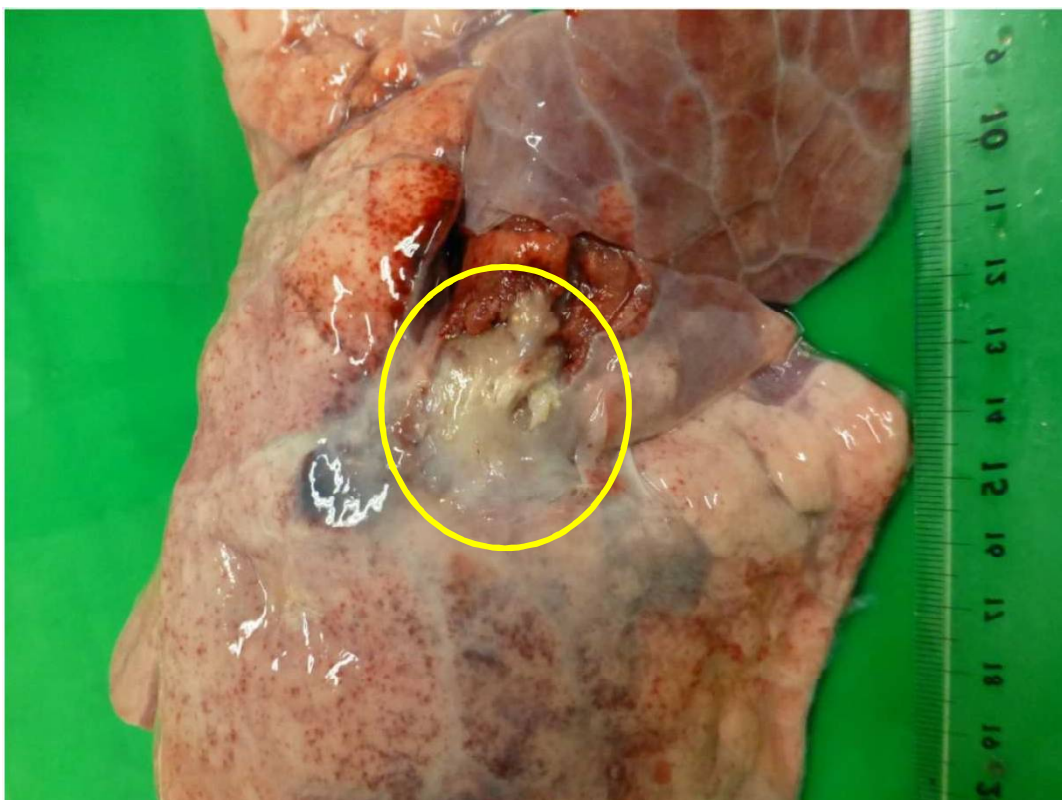
周縁部に表面からやや盛り上がった白色の部分がある
(寄生虫(肺虫)による周辺性肺気腫)

肺 廃棄



断面 寄生虫(通常の確認では表面から確認すること。)

(参考)豚の肺膿瘍 表面にやや盛り上がる膿瘍 **肺 廃棄**



神奈川県食肉衛生検査所 提供

(通常の確認では表面から確認すること。)

枝肉、内臓 全部廃棄

心臓 屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること。

心臓の切開方法

心臓は内側の表面、すべての弁、断面の確認を必ず行ってください。



正常

弁

千葉県衛生指導課 提供

確認事項

- ・弁に疣状の物(色や形は様々、表面もザラザラしたものから、滑らかなものまで様々)がないこと
- ・白色で粟粒から小豆ほどの大きさの結節がないこと

※心筋に白色で粟粒から小豆ほどの大きさの結節があった場合は、寄生虫に感染している可能性があります。この寄生虫は枝肉にも寄生することがあるため、全部廃棄とすること。

枝肉、内臓 全部廃棄



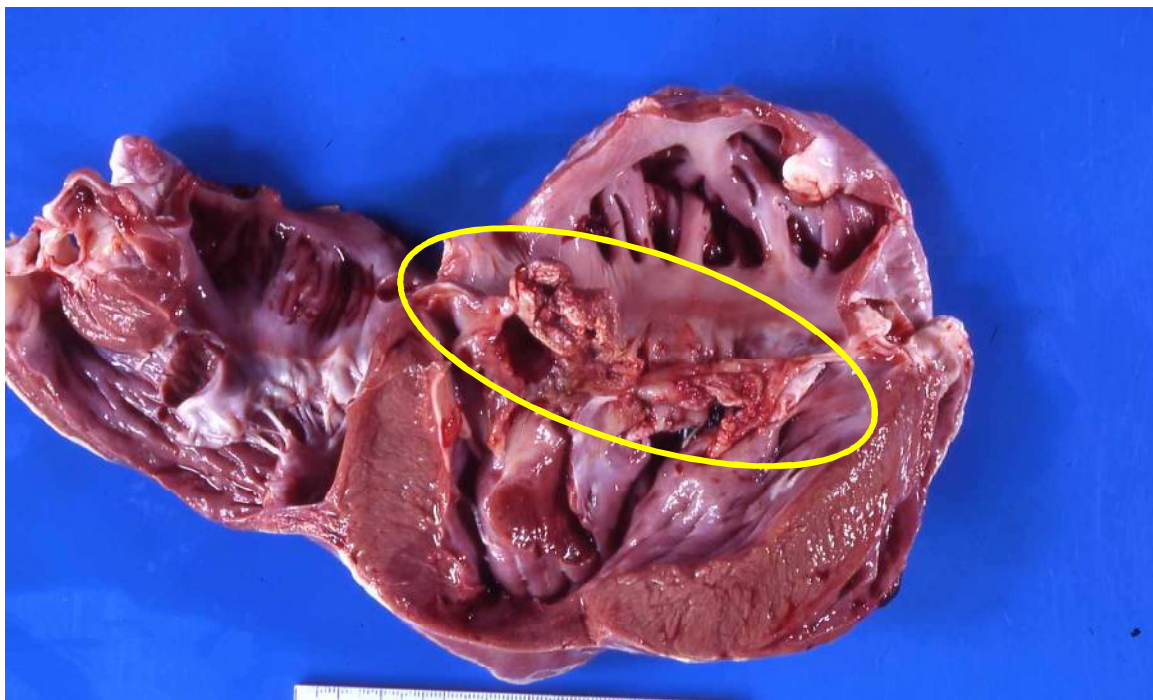
正常

千葉県衛生指導課 提供

確認項目

- ・外側に繊維素が付着していないこと

(参考)豚の疣贅性心内膜炎 弁に疣状の病変 **枝肉、内臓 全部廃棄**



神奈川県食肉衛生検査所 提供

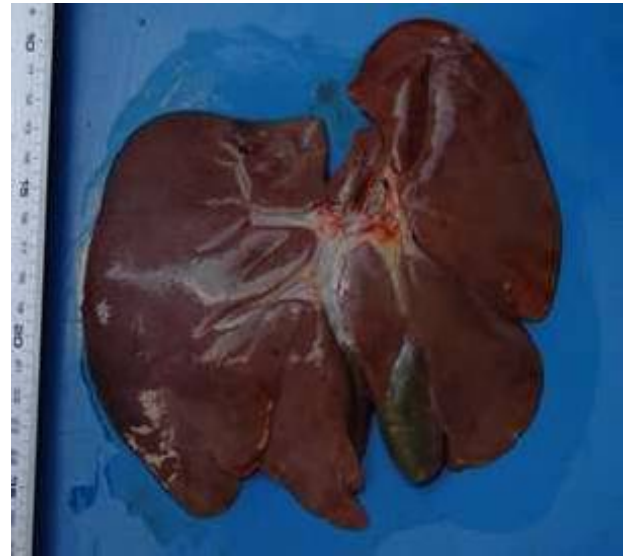
疣状の物は、心臓の弁に付着した細菌の塊です。
血液に乗って、細菌が筋肉全体に広がっていることがあるため、全部廃棄とすること。
枝肉、内臓 全部廃棄

肝臓

屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること。



正常



正常

左の写真と同じ肝臓の裏側

確認事項

- ・表面が滑らかであること
表面に繊維素が付着していないこと、結節(膿瘍、腫瘍等)がないこと、
のう胞の形成がないこと、
表面に白色に盛り上がった結節がないこと(寄生虫による病変)
- ・色に異常がないこと
出血していないこと、白色の病巣がないこと、
黄色、暗赤色などの正常と異なる色彩ではないこと
- ・形、大きさに異常がないこと
大きかったり、小さかったりしないこと、異常な形をしていないこと、
硬かったり、柔らかかったりしないこと



表面に繊維素が付着し、
ザラザラした質感になっ
ている例



表面に盛り上がった白色の結節がみられる

枝肉、内臓 全部廃棄



表面に盛り上がった白色の結節がみられる(上の写真と同じ肝臓の裏側)

枝肉、内臓 全部廃棄

腎臓

屋外で内臓摘出した場合は、食肉処理施設へ搬入すること。



正常

確認事項

- ・表面が滑らかであること
結節(膿瘍、腫瘍等)がないこと、
のう胞がないこと
- ・色に異常がないこと
出血していないこと、
白色の病巣がないこと
- ・形、大きさに異常がないこと
異常な形をしていないこと
大きかったり、小さかったり
しないこと、
硬かったり、柔らかかったり
しないこと



白色の病巣がある

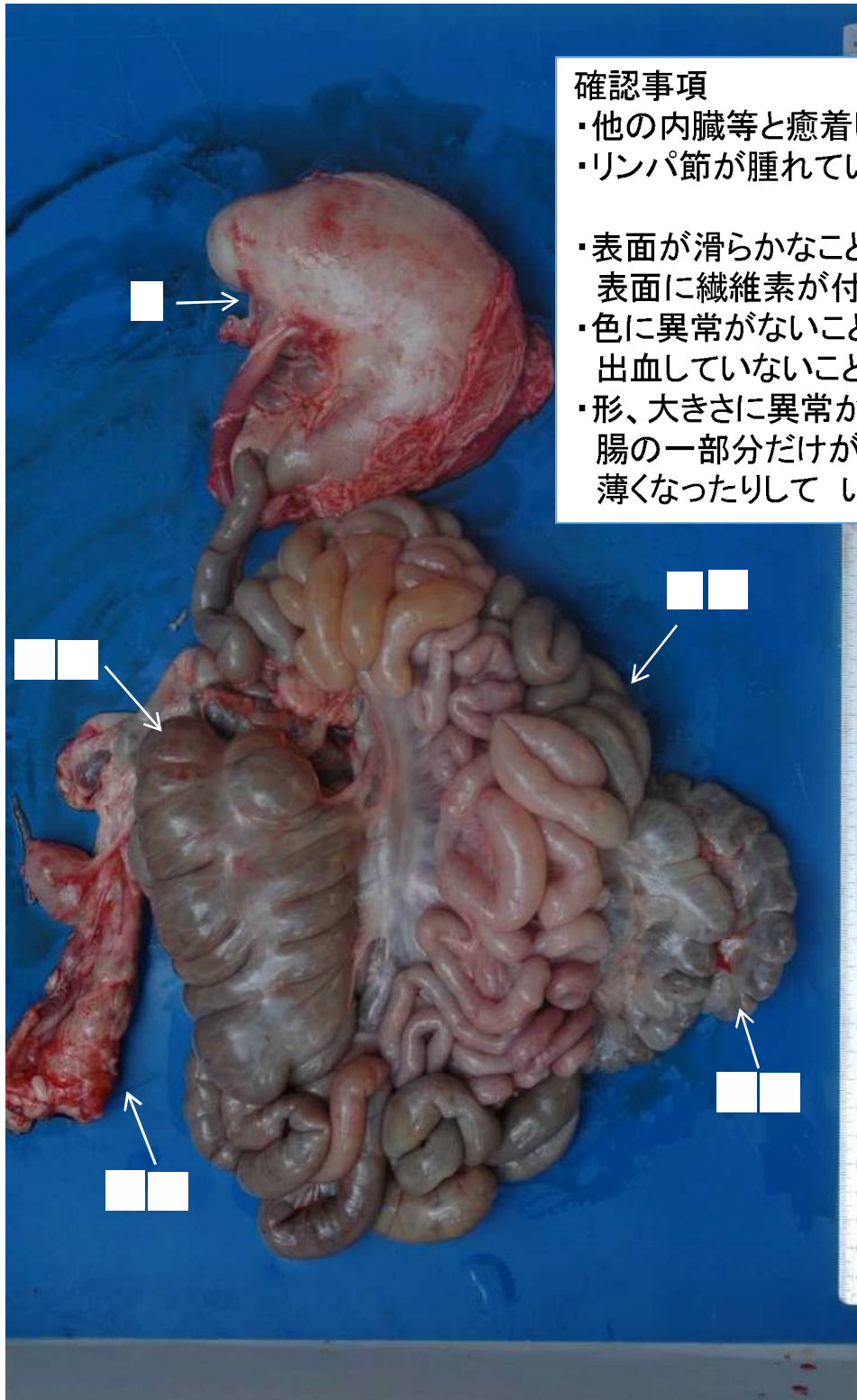
枝肉、内臓 全部廃棄



表面が滑らかでなく、凹凸があり、中心部は硬くなっている

枝肉、内臓 全部廃棄

胃 腸

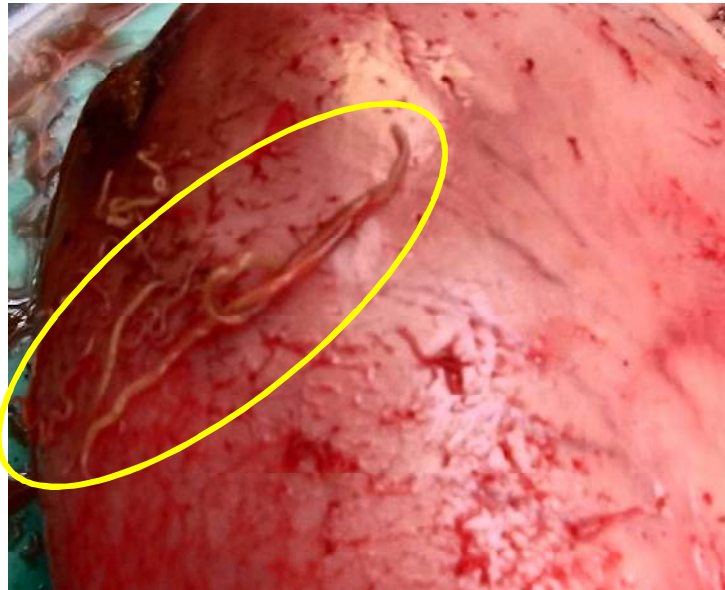


確認事項

- ・他の内臓等と癒着していないこと
- ・リンパ節が腫れていないこと
- ・表面が滑らかなこと
- ・表面に繊維素が付着していないこと
- ・色に異常がないこと
- ・出血していないこと
- ・形、大きさに異常がないこと
- ・腸の一部分だけが分厚くなったり、薄くなったりしていないこと

正常

胃



纖維素が付着してる
寄生虫(豚胃虫)が寄生している

胃 廃棄

頭部

確認事項

- ・鼻先、口の中、舌にただれ、出血がないこと
- ・口の中、目の粘膜が黄色(黄疸)になっていないこと
- ・チアノーゼ(紫色に染まる)がないこと
- ・奇形、腫瘤等がないこと



被毛が薄い

狩猟、解体しない

※外部寄生虫、被毛の様子(脱毛)、痩せている度合い等はガイドラインに従って、狩猟、解体前に全身を確認すること。

血液の異常について

ガイドライン第2の2「狩猟しようとする又は狩猟した野生鳥獣に関する異常の確認」、第4の3「食肉処理業者が、解体前に野生鳥獣の異常の有無を確認する方法」として、天然孔(肛門や鼻孔)からの出血を確認すること。

天然孔から黒い、タール状の出血が見られる場合、炭疽という病気の可能性がある。炭疽は、人にも感染する病気のため、狩猟、解体は行わないこと。

また、第2の3「屋外で放血する場合の衛生管理」に示した血液の性状の観察において、炭疽に感染している動物は、放血後の血液が固まらない又は固まりにくい(凝固不全)ため、確認をすること。

体温の異常について

第2の3「屋外で放血する場合の衛生管理」に示した体温の異常は、イノシシでは摂氏42度を超えるものを異常として、解体は行わないこと。

(参考)豚の膿毒症

写真のように、膿瘍が見られるものは、狩猟、解体しないこと



神奈川県食肉衛生検査所 提供



神奈川県食肉衛生検査所 提供

(参考)豚の豚丹毒(荨麻疹型)^{じんましん}

枝肉、内臓 全部廃棄



神奈川県食肉衛生検査所 提供

剥皮したあとに、菱形の荨麻疹がある。

豚の場合、被毛は細く、短く、皮膚の色は白色のものが多いため、剥皮前でも確認するのは容易ですが、イノシシは被毛が太く、長いため、剥皮前に確認するのは困難である。

剥皮後に、菱形の荨麻疹が枝肉に見られた場合は、解体を中止すること。

豚丹毒は、人にも感染する病気です。



神奈川県食肉衛生検査所 提供

剥皮する前(生体)